

## 子ども医療費制度 のご案内

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

対象は、町内にお住まいのすべての0歳～18歳のお子さま

保護者の所得に係りなく、日高町内に住所を有する0歳～18歳（出生から高校3年生終了時まで）のすべてのお子さまが対象です。

### 医療費の助成（外来・入院）

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

※入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料等は助成対象外。

### 町への申請が必要です

申請時に必要なもの

・健康保険証 ・印鑑

出生届や転入届と一緒に申請してください。

なお、転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります。

また、対象のお子さま、または保護者の氏名変更、転居、加入し

ている医療保険の変更、お子さまの婚姻等の際は、必ず届出をしてください。

### 医療を受けるとき

#### ◆和歌山県内の医療機関で

##### 受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

#### ◆和歌山県外の医療機関で

##### 受診するとき

- 1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。
  - 2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。
  - 3 住民福祉課窓口へ、領収書、受給資格証、印鑑、金融機関の通帳をご持参のうえ、支給申請をしてください。
- 申請額を審査し、後日決定額を支給します。
- なお、申請は診療日から5年以内にお願ひします。5年を過ぎると無効になります。

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

### 控除の対象

令和2年1月～12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和2年1月1日

から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られておりますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）まで。





# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は「日高町排水設備指定工事店」しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事事業事業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。



下水道への接続はお済みでしょうか？



お問い合わせは、☎63・3805まで。